

## 令和 6 年度小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業 の指導監査結果

### 1 令和 6 年度指導監査について

#### (1) 重点事項

令和 6 年度の小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- ウ 人権の尊重
- エ 評価を踏まえた計画の改善
- オ 保育の質の確保・向上
- カ 食事の提供状況
- キ 適正な会計処理
- ク 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

#### (2) 指導監査結果

令和 6 年度に指導監査を行った 63 施設についての指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・24 施設（39 件）
- イ 口頭指示事項のある施設・・・35 施設（63 件）
- ウ 指示事項のない施設・・・・・・5 施設

項目別指示件数

(小規模保育事業A型)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	17	27.9%	8	9
防災・防犯対策	9	14.8%	1	8
給食業務	9	14.8%	1	8
事故防止及び発生時の対応	6	9.8%	0	6
会計経理	6	9.8%	5	1
児童の健康管理	4	6.6%	1	3
衛生管理体制	3	4.9%	2	1
職員の健康管理	3	4.9%	0	3
苦情対応	2	3.3%	0	2
秘密保持等	1	1.6%	0	1
労働基準法等関係及び職員定着化	1	1.6%	0	1
合 計	61	100.0%	18	43

(小規模保育事業B型)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	12	34.3%	9	3
給食業務	5	14.3%	3	2
防災・防犯対策	4	11.4%	0	4
衛生管理体制	3	8.6%	2	1
事故防止及び発生時の対応	3	8.6%	1	2
会計経理	2	5.7%	2	0
労働基準法等関係及び職員定着化	2	5.7%	1	1
児童の健康管理	2	5.7%	0	2
諸規定・帳簿の整備	1	2.9%	0	1
職員の健康管理	1	2.9%	0	1
合 計	35	100.0%	18	17

(事業所内保育事業)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	3	50.0%	2	1
職員の健康管理	1	16.7%	0	1
労働基準法等関係及び職員定着化	1	16.7%	1	0
諸規定・帳簿の整備	1	16.7%	0	1
合 計	6	100.0%	3	3

指示事項となった主な事例

a. 給食業務

- ・ 調理室内専用の帽子、外衣等を適切に着用し、室外に出るときは外衣等を交換してください。
- ・ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェックを適正に行う必要があります。
- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。
- ・ 子どもに提供するすべての給食について、提供前に検食を実施し、検食簿を整備し記録する必要があります。

b. 児童の健康管理

- ・ 入所前健康診断を行い、記録を行うことが必要です。

c. 事故防止及び発生時の対応

- ・ プール活動、水遊びを行う場合は、監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置し、記録する必要があります。
- ・ 乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する必要があります。

d. 職員配置

- ・ 保育士資格を有する管理者について、年間を通じて配置する必要があります。
- ・ 最低2人の保育士を時間帯別で配置する必要があります。
- ・ 管理者は年間を通じてその施設の運営管理の業務に専従配置とする必要があります。

e. 労働基準等関係及び職員定着化

- ・ 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。

- f. 防災・防犯対策
  - ・ 消火訓練は少なくとも毎月 1 回行う必要があります。
- g. 会計経理
  - ・ 各会計年度に作成すべき計算書類は適正に作成する必要があります。
- h. 衛生管理体制
  - ・ 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。

## 2 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和 6 年度は、小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業について随時監査を実施した例はありません。

## 3 特別指導監査について

令和 6 年度は、小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業について特別指導監査を実施した例はありません。

## 4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

特定教育・保育施設等確認指導は児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。

令和 6 年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、5 施設で重点的に検証を行いました。

特定教育・保育施設等確認指導 項目別件数

項目	改善報告を要する事項	改善報告を要しない事項
処遇改善等加算Ⅰ	2	2
処遇改善等加算Ⅱ	0	1
処遇改善等加算Ⅲ	0	0
合計	2	3

## 5 今後の課題について

### (1) 職員の適正配置と定着化について

条例等に規定された職員の配置は、適正な運営のために大変重要です。特に最低 2 人の職員配置が必要な場合に、施設の運営管理業務に専従すべき管理者を保育要員として含めないこと、類型ごとに定められた職員が配置されていることを確認してください。

また、安定した保育運営のため、引き続き職員の適正配置及びその定着化を図ってください。なお、異なる種類の事業を複数箇所運営する場合には、事業所ごとの運営が求められることに留意してください。

### (2) 給食室の衛生について

給食室においては、害虫駆除等を行い、食品や給食施設を衛生的に管理することが必要です。また、調理・調乳従事者等は検便実施等、健康管理を行い、調理室専用の帽子、外衣、履物を適切に着用し、室外に出る場合は交換することが必要です。検査用保存食についても適切に保存してください。

### (3) 連携施設との連携について

日頃から交流を図り、大規模施設の集団保育や様々な園行事等を経験する機会を確保するとともに、3歳以降の連携施設等への円滑な移行が可能となるよう、必要な情報共有を図ることが求められています。

### (4) 事故防止等の安全対策

事故防止のため、使用する保育室、遊具、便所、設備等がそこで生活する子どもの年齢や発達に適しているか常に安全管理を行うことが大変重要です。

年齢や室内保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】』を参考にし、事故発生予防の取組みを行ってください。

### (5) 保育計画等の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の向上・確保

保育計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉かけ、働きかけ等ができていくかについても常に振り返りを行い、保育の質及び職員の専門性向上のために組織内で研修成果の活用を図るなど不適切保育の未然防止に保育所全体で取り組むことが大切です。